

## 南丹市移住者起業支援事業補助金交付要綱

平成30年3月28日告示第50号

改正 平成31年4月22日告示第130号

改正 令和4年3月28日告示第51号

改正 令和5年3月7日告示第44号

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地域の新たな担い手となる移住者の定着を図るため、移住者が地域と連携して行う起業に必要な施設等の整備に対して、予算の範囲内において、南丹市移住者起業支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 起業 店舗、工房、事務所等の事業所を新たに設置し、営業を開始すること。なお、他地域において事業経営を行っていた者が、南丹市移住者起業支援事業（以下「事業」という。）の対象区域内に移住し、新たに事業所を設置する場合も含む。
- (2) 移住 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項に規定する転入（本市の区域内に住所を定めるものに限る。）をいう。
- (3) 移住促進特別区域 京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例（令和3年京都府条例第25号）第6条に規定する移住促進特別区域のうち、本市に所在する区域をいう。
- (4) 農山漁村移住促進特別区域 移住促進特別区域であって、当該区域を構成する地域の内に、官報で公示された最近の国勢調査の結果による人口集中地区を含まないものをいう。

### (事業の内容)

第3条 事業の内容は、別表に掲げるとおりとする。ただし、次の各号に掲げるものについては、事業の対象としない。

- (1) 宗教又は政治を目的としたもの
- (2) その他市長が事業の対象として適当でないと認めるもの

### (交付申請)

第4条 事業を実施しようとする者（以下「申請者」という。）は、事業に着手する前に、南丹市移住者起業支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて

市長に提出しなければならない。

- 2 申請者は、補助金に関する消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

（交付決定）

第5条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容等を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、その結果を南丹市移住者起業支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（変更承認申請等）

第6条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた申請者が、事業の内容を変更しようとするとき又は事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、南丹市移住者起業支援事業補助金変更承認申請書（様式第3号）に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、事業費総額の2割を超える増減がないもの及び補助金額の増額がないもので、かつ、軽微な変更である場合については、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定による補助金変更承認申請書の提出があったときは、その内容等を審査の上、変更の承認の可否を決定し、その結果を南丹市移住者起業支援事業補助金変更承認（不承認）決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（指令前着手届）

第7条 申請者は、補助金の交付決定がある前に事業に着手する場合は、南丹市移住者起業支援事業指令前着手届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第8条 申請者は、事業が完了したときは、南丹市移住者起業支援事業補助金実績報告書（様式第6号）に関係書類を添えて、事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の末日のいずれか早い日まで市長に提出しなければならない。

- 2 申請者は、補助金に関する消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場

合には、当該仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による補助金実績報告書の提出があったときは、その内容等を審査の上、補助金の額を確定し、南丹市移住者起業支援事業補助金額確定通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第10条 前条の規定による補助金の額の確定を受けた申請者は、市長が指定する日までに、南丹市移住者起業支援事業補助金請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

- 2 申請者は、第5条の規定による交付決定を受けた補助金の全部又は一部について、前項の規定による補助金請求書の提出により、概算払を請求することができる。
- 3 市長は、前2項の規定による補助金請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(財産の処分の制限)

第11条 申請者は、補助金で整備した施設等について、南丹市移住者起業支援事業財産管理台帳(様式第9号)を作成の上、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数又は事業完了後10年のいずれか短い期間、事業の目的に沿って適切に管理しなければならない。

(関係書類の整備)

第12条 申請者は、事業に係る収支を記載した帳簿及びその証拠書類等の関係書類を整備して、事業完了日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して10年間保管しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 申請者は、事業完了後に申告により補助金に関する消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに南丹市移住者起業支援事業に関する消費税及び地方消費税の額確定報告書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による額確定報告書の提出があったときは、当該仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じることができる。

(実施状況報告)

第14条 申請者は、事業完了年度を含む5年間、毎年度の営業状況について、南丹市移住者起業支援事業営業状況報告書(様式第11号)を作成の上、その翌年度の4月20日までに市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) この要綱及び関係法令に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正行為があったとき。
- (4) その他市長が適当でないと認めたとき。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、申請者に補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月22日告示第130号)

この告示は、公表の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則 (令和4年3月28日告示第51号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月7日告示第44号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

事業主体	農山漁村移住促進特別区域内で起業しようとする、移住者又は代表者が移住者である法人
実施要件	<p>以下に掲げる条件をすべて満たしていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業で整備する施設等が農山漁村移住促進特別区域内に所在し、かつ、事業主体（法人にあつてはその代表者。以下同じ。）が同一の移住促進特別区域内に居住していること。</li> <li>2 事業主体は、申請日時点において、本市に移住した日から3年を経過していない者であり、当該移住促進特別区域に定住し、起業を通じて地域の活性化に寄与する意思を持っていること。</li> <li>3 事業主体が、起業する事業について十分な調査研究に基づいた経営計画及び資金計画を有しており、事業の継続発展が見込まれること。</li> <li>4 事業主体は、申請年度の末日までに、南丹市商工会の中小企業応援隊による伴走支援を受けた者又は南丹市特定創業支援等事業による講座を修了した者であること。</li> <li>5 移住促進特別区域の住民が連携し、移住者数の具体的な目標を定め、受入や住環境の整備に係る取組が行われており、移住者の地域への定着支援に向けた活動が継続して実施されること。</li> <li>6 事業主体は、自治会活動等に積極的に参加すること。</li> <li>7 事業主体が、南丹市税及び京都府税を滞納していないこと。</li> </ol>
補助対象経費	<p>住宅や空き施設等の既存施設を活用し、店舗、工房、事務所等の事業所を新たに設置するために必要な以下の経費とする。</p> <p>ただし、同一の部位に対して、他に補助金等が交付されたことがない場合に限る。</p> <p>また、用地取得費及び補償費は対象外とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 起業に必要な施設の改修・増築工事等（敷地整備を含む）に要する経費</li> <li>2 起業に必要な設備機器類の整備に要する経費</li> <li>3 1及び2と一体的な実施設計費</li> <li>4 その他特に必要と認めるもの</li> </ol>
補助率	補助対象経費の3分の2以内
補助額	1事業主体当たり300万円以内（千円未満切り捨て）

南丹市移住者起業支援事業補助金交付申請書

南丹市長 様

申請者【太枠内に記入／関係書類を添付】

住 所	〒 _____
氏 名	_____ (印)
電話番号	_____
担 当 者	(法人の場合のみ)

※法人の場合、住所欄に主たる事務所の所在地、氏名欄に法人名・代表者職氏名、担当者欄に担当者名を記入

下記のとおり事業を実施したいので、補助金の交付を申請します。

申請者転入日	南丹市	年 月 日 (法人の場合、代表者の転入日)
	対象区域	年 月 日 (法人の場合、代表者の転入日)
施設所在地	南丹市 _____ 町 _____ 番地	
事業期間	年 月 日～ 年 月 日 (予定)	
施設開業日	年 月 日 (予定)	
関係書類	<input type="checkbox"/> 事業計画書 (別紙 1) <input type="checkbox"/> 南丹市商工会中小企業応援隊の伴走支援証明書 (別紙 2) 又は南丹市特定創業支援等事業の受講証明書 <input type="checkbox"/> 確約書 (別紙 3) <input type="checkbox"/> 京都府税納税証明書又は京都府税納税確認の同意書 (別紙 4) <input type="checkbox"/> (法人の場合) 定款 <input type="checkbox"/> (法人の場合) 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 確定申告書の写し (法人・個人分／受付印のある直近 1 期分) <input type="checkbox"/> 施設所在地の位置図 <input type="checkbox"/> 事業計画図面 (整備予定箇所・整備内容を明記) <input type="checkbox"/> 事業費の見積書 (内訳を明記) <input type="checkbox"/> 事業現況写真 (施設全景・整備予定箇所) <input type="checkbox"/> (施設・土地所有者が申請者と異なる場合) 賃貸借契約書の写し <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 南丹市税完納証明書 (南丹市税の納税義務がない場合は不要)	

別紙 1

事業計画書

起業の目的 及び内容	業種及び事業を活用して何をするのか(100字以内で記入)				
起業の 市場性など	ニーズ				
	提供するサービスの魅力				
予算額(円)	顧客ターゲット				
	内容		数量	単価	金額
	事業費計				
	財源内訳	市補助金(千円未満切り捨て)			
その他( )					
自己負担					
うち借入金(調達先: )			( )		

経営計画	項目	1年目 (年度)	2年目 (年度)	3年目 (年度)	4年目 (年度)	5年目 (年度)
	利用者数又は 生産量等 (具体的に)					
	売上高(千円)					
開業に係る 手続き状況	開業に必要な各法令に係る手続き状況・スケジュール					
事業の予定	実施時期	実施内容				
	月～ 月					
	月～ 月					
	月～ 月					
	月～ 月					
	月～ 月					



別紙 2

南丹市商工会中小企業応援隊の伴走支援証明書

南丹市長

様

申請者【太枠内に記入】

住 所	
氏 名	

※法人の場合、住所欄に主たる事務所の所在地、氏名欄に  
法人名・代表者職氏名を記入

(南丹市商工会記入欄)

上記申請者の南丹市移住者起業支援事業にかかる起業について、伴走支援を実施しました。

年 月 日

南丹市商工会 印

中小企業応援隊氏名

\_\_\_\_\_

## 確約書

南丹市長 様

申請者【太枠内に記入】

住 所	
氏 名	⑩

※法人の場合、住所欄に主たる事務所の所在地、氏名欄に  
法人名・代表者職氏名を記入

南丹市移住者起業支援事業を申請するにあたり、下記の事項を確約します。

なお、確約事項に反した場合、南丹市移住者起業支援事業補助金に関する交付決定の取り消し処分及び補助金の返還命令に応じます。

## (確約事項)

1. 移住する地域の地縁組織(行政区・自治会・振興会など)に加入します。
2. 地縁組織が定める会費(区費・自治会費・振興会費など)を納入します。
3. 地縁組織が行う地域活動などに積極的に参加します。
4. 地縁組織の役員や京の田舎ぐらしナビゲーターなど、地域の移住担当者から面会の求めがあった場合、面会に応じるよう努めます。
5. その他、地域住民との良好な人間関係の構築及びその維持に努めます。

別紙 4

府税滞納の有無について	
照会欄	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">年 月 日</div> <p style="text-align: center; margin-bottom: 20px;">御中</p> <div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">部 課</div> <p style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">(担当 : )</p> <p style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">内線 : )</p> <p>同意書記載者について、府税滞納の有無を照会しますので、 月 日まで に回答願います。</p>
回答欄	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">年 月 日</div> <p style="text-align: center; margin-bottom: 20px;">御中</p> <div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">部 課</div> <p style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">(担当 : )</p> <p style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">内線 : )</p> <p>同意書記載者について、府税滞納の有無を回答します。</p> <p style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">滞納 有 ・ 無</p> <p>(滞納がある場合の所管府税公所 : )</p>
同意書	<p>上記により、私(当社)の府税滞納の有無を確認することについて同意します。</p> <p style="text-align: center; margin-bottom: 20px;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">住所 (法人の場合、主たる事務所の所在地)</p> <p style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">_____</p> <p style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">氏名 (法人の場合、法人名・代表者職氏名)</p> <p style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">_____</p> <p style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">(印)</p>

様

南丹市長

印

南丹市移住者起業支援事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった事業について、下記のとおり補助金の交付（不交付）を決定したので通知します。

なお、事業完了後は速やかに補助金実績報告書を南丹市役所 課へ提出してください。

<input type="checkbox"/> 交付 補助金交付決定額	円
(交付要件)	
1. 申請者は、補助金で整備した施設等について、南丹市移住者起業支援事業財産管理台帳(様式第9号)を作成の上、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数又は事業完了後10年のいずれか短い期間、事業の目的に沿って適切に管理しなければなりません。	
2. 申請者は、事業に係る収支を記載した帳簿及びその証拠書類等の関係書類を整備して、事業完了日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して10年間保管しなければなりません。	
3. 申請者は、事業完了後に申告により補助金に関する消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに南丹市移住者起業支援事業に関する消費税及び地方消費税の額確定報告書(様式第10号)を市長に提出しなければなりません。	
4. 市長は、3の規定による額確定報告書の提出があったときは、当該仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じることができます。	
5. 申請者は、事業完了年度を含む5年間、毎年度の営業状況について、南丹市移住者起業支援事業営業状況報告書(様式第11号)を作成の上、その翌年度の4月20日までに市長に提出しなければなりません。	
6. 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができます。 (1) 補助金を他の用途に使用したとき。 (2) 南丹市移住者起業支援事業補助金交付要綱及び関係法令に違反したとき。 (3) 偽りその他不正行為があったとき。 (4) その他市長が適当でないと認めたとき。	
7. 市長は、6の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、申請者に補助金の全部又は一部の返還を命じることができます。	
<input type="checkbox"/> 不交付	
(不交付の理由)	

南丹市移住者起業支援事業補助金変更承認申請書

南丹市長 様

申請者【太枠内に記入／関係書類を添付】

住 所	〒 _____
氏 名	_____ (印)
電話番号	_____
担 当 者	(法人の場合のみ)

※法人の場合、住所欄に主たる事務所の所在地、氏名欄に法人名・代表者職氏名、担当者欄に担当者名を記入

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった事業の内容を下記のとおり変更したいので、承認を申請します。

変更内容 及び理由		
変更後	施設所在地	南丹市 町 番地
	事業期間	年 月 日～ 年 月 日(予定)
	施設開業日	年 月 日(予定)
	関係書類	<input type="checkbox"/> 事業計画書(別紙1) ※以下のうち変更のあった書類 <input type="checkbox"/> 施設所在地の位置図 <input type="checkbox"/> 事業計画図面(整備予定箇所・整備内容を明記) <input type="checkbox"/> 事業費の見積書(内訳を明記) <input type="checkbox"/> 事業現況写真(施設全景・整備予定箇所) <input type="checkbox"/> (施設・土地所有者が申請者と異なる場合)賃貸借契約書の写し

※事業計画書は、変更前後が比較できるように作成してください。

様

南丹市長

印

南丹市移住者起業支援事業補助金変更承認（不承認）決定通知書

年 月 日付けで変更承認申請のあった事業について、下記のとおり決定したので通知します。

なお、事業完了後は速やかに補助金実績報告書を南丹市役所 課へ提出してください。

<input type="checkbox"/> 承認 変更後の補助金交付決定額	円
(交付要件)	
1. 申請者は、補助金で整備した施設等について、南丹市移住者起業支援事業財産管理台帳(様式第9号)を作成の上、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数又は事業完了後10年のいずれか短い期間、事業の目的に沿って適切に管理しなければなりません。	
2. 申請者は、事業に係る収支を記載した帳簿及びその証拠書類等の関係書類を整備して、事業完了日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して10年間保管しなければなりません。	
3. 申請者は、事業完了後に申告により補助金に関する消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに南丹市移住者起業支援事業に関する消費税及び地方消費税の額確定報告書(様式第10号)を市長に提出しなければなりません。	
4. 市長は、3の規定による額確定報告書の提出があったときは、当該仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じることができます。	
5. 申請者は、事業完了年度を含む5年間、毎年度の営業状況について、南丹市移住者起業支援事業営業状況報告書(様式第11号)を作成の上、その翌年度の4月20日までに市長に提出しなければなりません。	
6. 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができます。 (1) 補助金を他の用途に使用したとき。 (2) 南丹市移住者起業支援事業補助金交付要綱及び関係法令に違反したとき。 (3) 偽りその他不正行為があったとき。 (4) その他市長が適当でないと認めたとき。	
7. 市長は、6の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、申請者に補助金の全部又は一部の返還を命じることができます。	
<input type="checkbox"/> 不承認	
(不承認の理由)	

南丹市移住者起業支援事業指令前着手届

南丹市長 様

申請者【太枠内に記入】

住 所	〒 ー
氏 名	Ⓜ
電話番号	
担 当 者	(法人の場合のみ)

※法人の場合、住所欄に主たる事務所の所在地、氏名欄に法人名・代表者職氏名、担当者欄に担当者名を記入

年 月 日付けで申請した事業について、補助金交付決定前に着手したので、別記条件を了承の上、届け出ます。

指令前着手が 必要な理由	
施設所在地	南丹市 町 番地
事業期間	年 月 日～ 年 月 日(予定)
施設開業日	年 月 日(予定)

(別記条件)

1. 交付決定を受けるまでの間、事業の趣旨に従い、実施すること。
2. 交付決定を受けるまでの間に実施した事業により損失が生じた場合、その損失は申請者が負担すること。
3. 不交付となった場合又は交付決定額が交付申請額に達しない場合においても、異議がないこと。
4. 着手から交付決定までの間に事業内容を変更しないこと。

南丹市移住者起業支援事業補助金実績報告書

南丹市長 様

申請者【太枠内に記入／関係書類を添付】

住 所	〒 ー
氏 名	Ⓜ
電話番号	
担 当 者	(法人の場合のみ)

※法人の場合、住所欄に主たる事務所の所在地、氏名欄に法人名・代表者職氏名、担当者欄に担当者名を記入

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった事業について、下記のとおり実績を報告します。

施設所在地	南丹市 町 番地
事業期間	年 月 日～ 年 月 日
施設開業日	年 月 日(予定)
関係書類	<input type="checkbox"/> 事業報告書(別紙1) <input type="checkbox"/> 事業完成図面(整備箇所・整備内容を明記) <input type="checkbox"/> 事業費の請求書・領収書の写し(内訳を明記) <input type="checkbox"/> 事業完成写真(事業前・中・後で同箇所撮影／複数箇所分) <input type="checkbox"/> 財産管理台帳(様式第9号) <input type="checkbox"/> その他参考資料(事業所のパンフレットなど)



別紙 1

事業報告書

起業の目的 及び内容	業種及び事業を活用して何をするのか(100字以内で記入)				
精算額(円)	内容	数量	単価	金額	
	事業費計				
	財源内訳	市補助金(千円未満切り捨て)			
		その他( )			
自己負担					
	うち借入金(調達先: ) ( )				
開業に係る 手続き状況	開業に必要な各法令に係る手続き状況・スケジュール				

様

南丹市長

印

南丹市移住者起業支援事業補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった事業について、下記のとおり補助金額を確定したので通知します。

なお、年 月 日までに補助金請求書を南丹市役所 課へ提出してください。

補助金交付確定額	円
(交付要件)	
1. 申請者は、補助金で整備した施設等について、南丹市移住者起業支援事業財産管理台帳(様式第9号)を作成の上、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数又は事業完了後10年のいずれか短い期間、事業の目的に沿って適切に管理しなければなりません。	
2. 申請者は、事業に係る収支を記載した帳簿及びその証拠書類等の関係書類を整備して、事業完了日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して10年間保管しなければなりません。	
3. 申請者は、事業完了後に申告により補助金に関する消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに南丹市移住者起業支援事業に関する消費税及び地方消費税の額確定報告書(様式第10号)を市長に提出しなければなりません。	
4. 市長は、3の規定による額確定報告書の提出があったときは、当該仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じることができます。	
5. 申請者は、事業完了年度を含む5年間、毎年度の営業状況について、南丹市移住者起業支援事業営業状況報告書(様式第11号)を作成の上、その翌年度の4月20日までに市長に提出しなければなりません。	
6. 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができます。 (1) 補助金を他の用途に使用したとき。 (2) 南丹市移住者起業支援事業補助金交付要綱及び関係法令に違反したとき。 (3) 偽りその他不正行為があったとき。 (4) その他市長が適当でないと認めたとき。	
7. 市長は、6の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、申請者に補助金の全部又は一部の返還を命じることができます。	

南丹市移住者起業支援事業補助金請求書

南丹市長 様

申請者【太枠内に記入／該当する「□」にチェック(☑)】

住 所	〒 ー
氏 名	⑧
電話番号	
生年月日	年 月 日生
担 当 者	(法人の場合のみ)
請求種別	<input type="checkbox"/> 概算払(事業完了前) <input type="checkbox"/> 精算払(事業完了後)

※法人の場合、住所欄に主たる事務所の所在地、氏名欄に法人名・代表者職氏名・担当者欄に担当者名を記入

下記のとおり補助金を請求します。

補助金額		円
振込口座	金融機関名	
	支 店 名	
	口座種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 貯蓄
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義	

委任状【申請者名と口座名義が異なる場合のみ太枠内に記入】

本補助金の受領に関する権限を下記の者に委任します。

受任者（口座名義人）

所在地	〒 ー
氏 名	



南丹市移住者起業支援事業に関する消費税及び地方消費税の額確定報告書

南丹市長 様

申請者【太枠内に記入／関係書類を添付】

住 所	〒 ー
氏 名	Ⓜ
電話番号	
担 当 者	(法人の場合のみ)

※法人の場合、住所欄に主たる事務所の所在地、氏名欄に法人名・代表者職氏名、担当者欄に担当者名を記入

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった事業に含まれる消費税及び地方消費税の額について、下記のとおり確定したので報告します。

補助金に関する消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額	補助金額の確定時	円(A)
	消費税額の確定時	円(B)
補助金返還相当額		円(B-A)

※別紙として積算の内訳を添付してください。

※課税事業者の場合でも、単純に補助金の額にこの手続の日における消費税率（地方消費税率含む）を乗じた額が、消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額による減額等の対象額とはならないことに注意してください。

南丹市移住者起業支援事業営業状況報告書

南丹市長 様

申請者【太枠内に記入】

住 所	〒 ー
氏 名	®
電話番号	
担 当 者	(法人の場合のみ)

※法人の場合、住所欄に主たる事務所の所在地、氏名欄に  
法人名・代表者職氏名、担当者欄に担当者名を記入

営業状況について、下記のとおり報告します。

施設所在地	南丹市 町 番地					
施設開業日	年 月 日					
実 施 状 況	項目	1 年目 ( 年度)	2 年目 ( 年度)	3 年目 ( 年度)	4 年目 ( 年度)	5 年目 ( 年度)
	利用者数又は 生産量等 (具体的に)					
	売上高(千円)					